

大船渡市地域防災計画修正案の概要（令和2年度修正）

1 計画修正の趣旨

大船渡市地域防災計画（以下、「市計画」という。）は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大船渡市防災会議が作成するものです。

市計画については、東日本大震災以降、応急活動体制の見直しを図るとともに、近年、頻発している台風や大雨等による大規模自然災害の教訓等を踏まえて計画の修正を行ってきました。

今回は、防災基本計画や岩手県地域防災計画における修正と整合を図ることなどから、当市の計画について修正を行うものです。

2 計画修正の概要

(1) 防災基本計画修正に伴う見直し

ア 平成30年7月豪雨を踏まえた修正

修正内容

- (ア) 県及び市は、被害の防止、軽減の観点から、「自らの命は自らが守る」という意識と自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。
- (イ) 県及び市は、防災気象情報や避難に関する情報等を5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を理解できるような取組を推進する。

イ その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

修正内容

- (ア) 県及び市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- (イ) 情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用を図る。
- (ウ) 市は、あらかじめ商工会議所等と連携を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害情報を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(2) 県地域防災計画修正に伴う見直し

ア 令和元年台風第19号災害を踏まえた修正

修正内容

- (ア) 市は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難勧告等、特に避難指示（緊急）の発令と日中の避難完了に努める。

(3) その他所要の修正

ア 気象情報関連の修正

修正内容

(7) 気象予報・警報等の種類を修正する。

イ 土砂災害警戒情報関連の修正

修正内容

(7) 土砂災害警戒情報の補足情報を修正する。

3 計画修正の主な内容

(1) 防災基本計画修正に伴う見直し

ア 平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた修正

修正内容	計画該当箇所	修正案
① 県及び市は、被害の防止、軽減の観点から、「自らの命は自らが守る」という意識と自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。	本編 第 2 章第 1 節	P. 2
② 県及び市は、防災気象情報や避難に関する情報等を 5 段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を理解できるような取組を推進する。	本編 第 2 章第 1 節	P. 2

イ その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

修正内容	計画該当箇所	修正案
① 県及び市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。	本編 第 2 章第 1 節	P. 2
② 情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS など、ICT の防災施策への積極的な活用を図る。	本編 第 2 章第 5 節	P. 4
③ 市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害情報を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。	本編 第 2 章第 24 節	P. 13

(2) 県地域防災計画修正に伴う見直し

ア 令和元年台風第 19 号災害を踏まえた修正

修正内容	計画該当箇所	修正案
① 市は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難勧告等、特に避難指示（緊急）の発令と日中の避難完了に努める。	本編 第 3 章第 14 節	P. 34

(3) その他所要の修正

ア 警報・注意報発表基準の修正

修正内容	計画該当箇所	修正案
① 気象予報・警報等の種類を修正する。	本編 第 3 章第 2 節	P. 16-21

イ 土砂災害警戒情報関連の修正

修正内容	計画該当箇所	修正案
① 土砂災害警戒情報の補足情報を修正する。	本編 第 2 章第 18 節	P. 11

ウ 資料編の時点更新及び新規締結協定等の追加

修正内容	計画該当箇所	修正案
① 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表にある施設の追加及び削除を行うもの。	2-18-6	P. 1-2
② 国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所と新たに締結した協定について追加するもの。	3-1-4	P. 3-4
③ 災害被災者に対する救援物資等交付基準及び取扱要領を新たに附属資料として追加するもの。	5-14	P. 5